

市立池田病院NST実地修練規約

第1条 市立池田病院NSTは、日本静脈経腸栄養学会実地修練認定教育施設として、栄養サポートチーム専門療法士資格取得のための実地修練を病院運営に支障のない範囲において受け入れるものとする。

第2条 実地修練を受ける者(以下「実習者」という)は、実地修練を受けるにあたり、市立池田病院(以下「病院」という)の諸規則を遵守するとともに、実地修練指導者の指示に従い、事故の起こらないように十分注意をすること。実地修練に関して生じた事故などについては、病院の責に帰する場合を除き、実習者の負担においてその損害を賠償するほか、病院の指示で事故の処理にあたること。

第3条 実習者が病院の諸規則に違反、または実習者としてふさわしくない行為等があったとき、あるいは虚偽の申告等、信頼に違反する行為があった場合は、病院は実地修練を停止させ、またはその者にかかる実地修練の許可を取り消すことができる。
尚、実地修練の許可を取り消された場合において、実地修練受講費の返却は行わないものとする。

第4条 実習者は、健康状態が実地修練受講に相応しいこと。また、実地修練期間中の感染防止に対処するとともに、病院の申し入れに従い必要書類を病院に提出する。また、実習者の実地修練期間中における疾病および傷害については、病院の故意または重大な過失による場合を除き、全て実習者の責任において対応する。

第5条 実習者個人の都合による遅刻、早退により実地修練期間中に40時間の実習が修了できない場合は、修了証書の発行を行わないものとする。
尚、この場合においても実地修練受講費の返却は行わないものとする。

第6条 実習者は、実地修練期間中に知り得た秘密を研修中及び研修後も他に漏らしてはならない。

2009年4月1日